

令和6年12月10日

令和6年第4回知内町議会定例会議案

知 内 町

令和6年 第4回知内町議会定例会議案目次

議案番号	件名	ページ
議案第 1 号	知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について	3 ～ 9
議案第 2 号	令和6年度知内町一般会計補正予算（第7号）について	10 ～ 46
議案第 3 号	令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	47 ～ 51
議案第 4 号	令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	52 ～ 60
議案第 5 号	令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について	61 ～ 62
議案第 6 号	令和6年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について	63 ～ 64
議案第 7 号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について	65
議案第 8 号	知内町立学校設置条例の一部改正について	66

知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について

知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日提出
知内町長 西山 和夫

知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知内町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 知内町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」 とする。 4～5 (略) (勤勉手当) 第20条 (略)	(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。 4～5 (略) (勤勉手当) 第20条 (略)

現行								改正後（案）							
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5								2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5							
を乗じて得た額及び当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75								を乗じて得た額及び当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25を乗じて得た額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。							
3～5 （略）								3～5 （略）							
別表1								別表1							
給料表								給料表							
職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100		1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300		2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500		3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500		4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500		5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500		6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400		7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300		8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200		9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200		10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200		11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200		12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000		13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000		14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900		15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800		16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500		17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500		18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300		19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200		20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100		21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000		22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900		23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800		24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700		25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600		26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500		27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400		28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200

現行							改正後 (案)						
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000

現行							改正後 (案)						
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		295,900	343,600	382,300			94		299,400	347,400	386,400		
95		296,200	344,100	382,600			95		299,700	347,800	386,700		
96		296,600	344,500	382,900			96		300,100	348,200	387,000		
97		296,800	344,700	383,200			97		300,300	348,400	387,300		
98		297,100	345,100	383,500			98		300,600	348,800	387,600		
99		297,500	345,500	383,800			99		301,000	349,200	387,900		
100		297,900	345,800	384,100			100		301,400	349,500	388,200		
101		298,100	346,100	384,400			101		301,600	349,800	388,500		
102		298,400	346,500				102		301,900	350,200			
103		298,800	346,900				103		302,200	350,600			
104		299,100	347,300				104		302,500	351,000			
105		299,300	347,800				105		302,700	351,500			
106		299,600	348,200				106		303,000	351,900			
107		300,000	348,600				107		303,300	352,300			
108		300,300	349,000				108		303,600	352,700			
109		300,500	349,500				109		303,800	353,200			
110		300,900	349,900				110		304,200	353,600			
111		301,300	350,200				111		304,600	353,900			
112		301,600	350,500				112		304,900	354,200			
113		301,800	351,000				113		305,100	354,700			
114		302,000					114		305,300				
115		302,300					115		305,600				
116		302,700					116		306,000				
117		302,900					117		306,200				
118		303,100					118		306,400				
119		303,400					119		306,700				
120		303,700					120		307,000				
121		304,100					121		307,400				
122		304,300					122		307,600				
123		304,600					123		307,900				
124		304,900					124		308,200				
125		305,200					125		308,500				
定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

現行							改正後（案）								
短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

第2条 知内町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額及び当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」<u>と</u>する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額及び当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～5 (略)</p>

(町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部改正)

第3条 町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例(昭和44年条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(支給額及び支給期日)	(支給額及び支給期日)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 期末手当の支給額は、それぞれ支給日現在において次の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の支給額は、それぞれ支給日現在において次の割合を乗じて得た額とする。
(1) 支給期日 6月15日 100分の225	(1) 支給期日 6月15日 100分の225
(2) 支給期日 12月5日 <u>100分の225</u>	(2) 支給期日 12月5日 <u>100分の235</u>
3 (略)	3 (略)

第4条 町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(支給額及び支給期日)	(支給額及び支給期日)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 期末手当の支給額は、それぞれ支給日現在において次の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の支給額は、それぞれ支給日現在において次の割合を乗じて得た額とする。
(1) 支給期日 6月15日 <u>100分の225</u>	(1) 支給期日 6月15日 <u>100分の230</u>
(2) 支給期日 12月5日 <u>100分の235</u>	(2) 支給期日 12月5日 <u>100分の230</u>
3 (略)	3 (略)

(議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第5条 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例(昭和44年条例第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(支給額及び支給期日)	(支給額及び支給期日)
第2条 期末手当の支給額は、支給日現在において受けるべき報酬月額に <u>100分の450</u> を乗じて得た額とする。	第2条 期末手当の支給額は、支給日現在において受けるべき報酬月額に <u>100分の460</u> を乗じて得た額とする。
2・3 (略)	2・3 (略)

(知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部改正)

第6条 知内町職員に対する寒冷地手当支給条例(昭和55年条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(寒冷地手当の支給)	(寒冷地手当の支給)

現行			改正後（案）		
第2条（略） 2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。			第2条（略） 2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。		
世帯等の区分			世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員	世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
22,540円	12,860円	8,600円	25,100円	14,300円	9,600円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の知内町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の職員の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例（次項において「改正後の町長等の期末手当支給条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の議会議員に対する期末手当の支給に関する条例（次項において「改正後の議員の期末手当支給条例」という。）及び第6条の規定による改正後の知内町職員に対する寒冷地手当支給条例（事項において「改正後の職員の寒冷地手当支給条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員の給与条例、改正後の町長等の期末手当支給条例、改正後の議員の期末手当支給条例又は改正後の職員の寒冷地手当支給条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知内町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の規定に基づいて支給された手当、第5条の規定による改正前の議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された手当、第6条の規定による改正前の知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の規定に基づいて支給された手当は、それぞれ改正後の職員の給与条例、改正後の町長等の期末手当支給条例、改正後の議員の期末手当支給条例又は改正後の職員の寒冷地手当支給条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和6年度知内町一般会計補正予算（第7号）について

令和6年度知内町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,615千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,103,371千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日 提出
知内町長 西山和夫

歳 入

(単位 千円)

10 款 地方交付税 1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	2,019,753	19,115	2,038,868

目の説明

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	2,038,868	地方交付税	19,115 追加
		計	19,115 追加

14 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	162,781	7,853	170,634

目の説明

節		説明	
区分	金額		
2 児童手当負担金	26,849	児童手当負担金	3,633 追加
		計	3,633 追加
3 障害者等福祉費 国庫負担金	90,313	障害者自立支援医療費負担金	3,495 追加
		障害児入所給付費国庫負担金	172 追加
		計	3,667 追加
5 母子保健衛生費 国庫負担金	650	母子保健衛生費国庫負担金	553 追加
		計	553 追加

歳 入

(単位 千円)

14 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
2 衛生費国庫負担金	0	4,230	4,230

目の説明

節		説明	
区分	金額		
1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	4,230	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	4,230 追加
		計	4,230 追加

15 款 道支出金 1 項 道負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費道負担金	101,309	2,113	103,422

目の説明

節		説明	
区分	金額		
4 障害者等福祉費道負担金	44,531	障害者自立支援医療費負担金	1,747 追加
		障害児入所給付費道費負担金	86 追加
		計	1,833 追加
6 母子保健衛生費道負担金	328	母子保健衛生費道負担金	280 追加
		計	280 追加

歳 入

(単位 千円)

15 款 道支出金 2 項 道補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費 道 補 助 金	27,017	2,600	29,617

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
4 地 域 づ くり 総 合 交 付 金	2,600	地域づくり総合交付金(しりうち関係人口構築事業) 2,600 追加 計 2,600 追加

歳入

(単位 千円)

15 款 道支出金 2 項 道補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費道補助金	11,272	212	11,484

目の説明

節		説明	
区分	金額		
3 ひとり親家庭等医療費道補助金	1,323	ひとり親家庭等医療費道補助金(医療費)	212 追加
		計	212 追加

歳 入

(単位 千円)

15 款 道支出金 2 項 道補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 農 林 水 産 業 費 道 補 助 金	167,438	180	167,618

目 の 説 明

節		説 明	
区 分	金 額		
2 林 業 費 道 補 助 金	76,067	春期管理捕獲支援事業補助金	180 追加
		計	180 追加

歳 入

(単位 千円)

17 款 寄附金 1 項 寄附金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 寄 附 金	513,458	502	513,960

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
1 寄 附 金	513,960	寄附金(ふるさと納税以外)
		計
		502 追加
		502 追加

歳 入

(単位 千円)

18 款 繰入金 2 項 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 積 立 金 繰 入 金	458,938	1,190	457,748

目 の 説 明

節		説 明	
区 分	金 額		
1 教育振興基金繰入金	79,134	教育振興基金繰入金	410 追加
		計	410 追加
2 ふるさと創生事業基金繰入金	60,200	ふるさと創生事業基金繰入金	1,600 減額
		計	1,600 減額

歳 入

(単位 千円)

20 款 諸収入 5 項 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 雑 入	70,155	1,000	69,155

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑 入	66,358	(財)北海道市町村振興協会助成金 1,000 減額
		計 1,000 減額

1 款 議会費 1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1 議 会 費	45,349	214	45,563				214

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	22,354	議長報酬 30 追加 副議長報酬 23 追加 委員長報酬 63 追加 議員報酬 98 追加 計 214 追加

2 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1 一 般 管 理 費	133,824	205	134,029				205

目 の 説 明

節		金 額	説 明
区 分			
8 旅 費		5,152	赴任旅費 205 追加
			計 205 追加

2 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
3財産管理費	205,482	1,100	206,582				1,100

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	1,700	湯ノ里町内会館移転改修備品購入費 1,100 追加
		計 1,100 追加

2 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
13マイクロバス運営費	2,602	580	3,182				580

目 の 説 明

節		金額	説 明
区 分			
11 役 務 費		981	福祉バス車両ラッピング施工費 580 追加
			計 580 追加

2 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
15地域創生推進費	7,322	0	7,322	2,600		2,600	

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	112,639	121	112,760				121

目 の 説 明

節		金 額	説 明	
区 分				
1 報 酬		1,255	子ども・子育て会議委員報酬	40 追加
			計	40 追加
8 旅 費		394	費用弁償	81 追加
			計	81 追加

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
3老人福祉費	112,328	232	112,560				232

目 の 説 明

節		金額	説 明
区 分			
11 役 務 費		292	緊急通報装置移設料 79 追加 計 79 追加
17 備 品 購 入 費		535	緊急通報装置 BOM購入費 153 追加 計 153 追加

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
4心身障害者特別対 策及び母子等福祉 費	202,916	7,760	210,676	5,712			2,048

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶 助 費	193,527	障害児訓練等給付費 345 追加 ひとり親家庭等医療費 425 追加 障害者自立支援医療費 6,990 追加 計 7,760 追加

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
5介護保険費	91,880	241	92,121				241

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰 出 金	88,709	介護保険特別会計繰出金 241 追加
		計 241 追加

3 款 民生費 2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1児童福祉総務費	21,005	1,500	22,505	833			667

目 の 説 明

節		区 分	金 額	説 明
19	扶 助 費		14,062	養育医療費 1,500 追加 計 1,500 追加

3 款 民生費 2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
2 児 童 措 置 費	132,502	5,425	137,927	3,633			1,792

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶 助 費	39,420	児童手当 5,425 追加
		計 5,425 追加

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
2 予 防 費	49,283	528	49,811	4,230		502	4,204

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
17 備 品 購 入 費	2,258	自動血圧計 250 追加 乳児用体重計一式 234 追加 訪問・教室用血圧計一式 44 追加 計 528 追加

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
3環境衛生費	9,567	287	9,854				287

目 の 説 明

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び 交付金	5,576	木古内火葬場利用負担金	287 追加
		計	287 追加

4 款 衛生費 2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1 清 掃 費	161,486	472	161,958				472

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び 交付金	123,979	渡島西部広域事務組合負担金 472 追加
		計 472 追加

歳 出

(単位 千円)

6 款 農林水産業費 2 項 林業費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
2林業振興費	39,518	0	39,518	180			180

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	

6 款 農林水産業費 2 項 林業費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
3造 林 事 業 費	100,174	292	100,466				292

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	47,942	林業専用道ケーラの沢線開設工事 292 追加
		計 292 追加

歳 出

(単位 千円)

7 款 商工費 1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
2商工振興費	34,887	2,000	36,887				2,000

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び 交付金	20,537	カキVSニラまつり実行委員会助成金 2,000 追加 計 2,000 追加

7 款 商工費 1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
6健康保養センター 管 理 費	39,880	900	40,780				900

目 の 説 明

節		金 額	説 明
区 分			
10 需 用 費	4,890	修繕費	800 追加
		計	800 追加
11 役 務 費	559	レジオネラ属菌等水質検査料	100 追加
		計	100 追加

9 款 消防費 1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1消 防 費	288,441	1,617	290,058				1,617

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び 交付金	256,758	渡島西部広域事務組合負担金 1,617 追加 計 1,617 追加

10 款 教育費 1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
2事 務 局 費	115,462	410	115,872			410	

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び 交付金	18,266	小学校入学準備金支給事業助成金 100 追加 小・中学校教材費等支給事業助成金 100 追加 知内中学校制服等購入費支給事業助成金 210 追加 計 410 追加

10 款 教育費 3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1学 校 管 理 費	65,927	1,460	67,387				1,460

目 の 説 明

節		金額	説 明
区 分			
12 委 託 料		9,606	スクールバス運転業務委託料 1,460 追加
			計 1,460 追加

10 款 教育費 4 項 高等学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1学 校 管 理 費	620,227	245	620,472				245

目 の 説 明

節		説 明	
区 分	金 額		
17 備 品 購 入 費	10,105	自動体外式除細動器 (AED)購入費	245 追加
		計	245 追加

10 款 教育費 5 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
4青少年交流センター 管理費	56,260	1,000	57,260				1,000

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
17 備 品 購 入 費	2,600	備品購入費 1,000 追加
		計 1,000 追加

13 款 職員等給与費 1 項 職員等給与費

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1職員等給与費	744,264	8,026	752,290				8,026

目 の 説 明

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	370,089	教員給料	4,037 追加
		計	4,037 追加
3 職 員 手 当 等	200,440	勤勉手当	1,127 追加
		管理職手当	98 追加
		寒冷地手当	341 追加
		通勤手当	94 追加
		児童手当	190 追加
		教員特別手当	15 追加
		単身赴任手当	552 追加
		計	2,417 追加
4 共 済 費	167,199	保険料	1,572 追加
		計	1,572 追加

令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ597,634千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出
知内町長 西山和夫

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5繰入金		51,652	882	52,534
	2基金繰入金	23,765	882	24,647
	計	596,752	882	597,634

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		1,207	882	2,089
	1 償還金	1,207	882	2,089
	計	596,752	882	597,634

歳 入

(単位 千円)

5 款 繰入金 2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 基金繰入金	23,765	882	24,647

目の説明

節		説明	
区分	金額		
1 基金繰入金	24,647	基金繰入金	882 追加
		計	882 追加

9 款 諸支出金 1 項 償還金

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
3償 還 金	507	882	1,389			882	

目 の 説 明

節		金 額	説 明	
区 分				
22	償還金 利子及び 割引料	1,389	国庫補助等精算返還金	390 追加
			北海道保険給付費等交付金普通交付金精算返還金	492 追加
			計	882 追加

令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ564,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出
知内町長 西山和夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7繰入金		118,926	2,397	121,323
	1一般会計繰入金	88,468	241	88,709
	2基金繰入金	27,358	2,156	29,514
	計	562,051	2,397	564,448

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4地域支援事業費		55,063	116	55,179
	1介護予防・生活支援サービス事業費	26,807	241	27,048
	3包括的支援事業費・任意事業費	24,207	125	24,082
5諸支出金		36,909	2,281	39,190
	1償還金及び還付加算金	33,429	2,281	35,710
	計	562,051	2,397	564,448

歳 入

(単位 千円)

7 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4 その他一般会計繰入金	18,053	241	18,294

目の説明

節		説明	
区分	金額		
1 事務費繰入金	18,294	事務費繰入金	241 追加
		計	241 追加

歳 入

(単位 千円)

7 款 繰入金 2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護保険事業基金繰入金	27,358	2,156	29,514

目の説明

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業基金繰入金	29,514	介護保険事業基金繰入金 2,156 追加
		計 2,156 追加

4 款 地域支援事業費 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1介護予防・生活支援サービス事業費	24,863	241	25,104				241

目 の 説 明

節		金 額	説 明
区 分			
2	給 料	4,880	職員給料 180 追加 計 180 追加
3	職 員 手 当 等	3,381	期末手当 98 追加 勤勉手当 98 追加 時間外手当 160 減額 児童手当 60 追加 管理職手当 25 追加 計 121 追加
4	共 済 費	2,045	共済負担金 148 追加 退職負担金 201 減額 公務災害負担金 7 減額 計 60 減額

4 款 地域支援事業費 3 項 包括的支援事業費・任意事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1包括的支援事業費	8,576	115	8,461			115	

目 の 説 明

節		金額	説 明	
区 分				
2 給 料	4,430	職員給料	30 追加	
		計	30 追加	
3 職 員 手 当 等	2,104	期末手当	20 追加	
		勤勉手当	5 追加	
		計	25 追加	
4 共 済 費	1,725	共済負担金	43 追加	
		退職負担金	205 減額	
		公務災害	8 減額	
		計	170 減額	

4 款 地域支援事業費 3 項 包括的支援事業費・任意事業費

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
3生活支援体制整備事業費	13,608	10	13,598			10	

目 の 説 明

節		金額	説 明	
区 分				
2	給 料	4,370	職員給料	20 追加
			計	20 追加
3	職 員 手 当 等	2,783	扶養手当	80 追加
			期末手当	30 追加
			勤勉手当	20 追加
			計	130 追加
4	共 済 費	1,795	共済負担金	42 追加
			退職負担金	195 減額
			公務災害	7 減額
			計	160 減額

5 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
2償 還 金	33,407	2,281	35,688			21,828	19,547

目 の 説 明

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利息及び 割引料	35,688	国庫支出金等過年度分返還金 2,281 追加 計 2,281 追加

令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について

（総 則）

第1条 令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度知内町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収益的支出）

款	項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 水道事業費用		160,068 千円	500 千円	160,568 千円
	1 営業費用	152,169 千円	500 千円	152,669 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 令和6年度知内町水道事業会計予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を、次のとおり補正する。

項 目	予 定 額
(1) 職員給与費	19,472 千円

令和6年12月10日提出
知内町長 西山和夫

令和6年度 知内町水道事業会計予算実施計画内訳書

(収益的支出)

(単位 千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 水道事業費用				160,068	500	160,568	知内町職員の給与に関する条例等の一部 改正に伴う追加補正
	1. 営業費用			152,169	500	152,669	
		2. 配水及び給水費		13,840	100	13,940	
			1. 給料	3,450	100	3,550	
		3. 総係費		30,275	400	30,675	
			1. 給料	6,320	300	6,620	
			2. 手当	2,820	100	2,920	

令和6年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について

（総 則）

第1条 令和6年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度知内町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収益的支出）

款	項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下水道事業費用		250,410 千円	1,100 千円	251,510 千円
	1 営業費用	239,472 千円	1,100 千円	240,572 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 令和6年度知内町下水道事業会計予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を、次のとおり補正する。

項 目	予 定 額
(1) 職員給与費	8,404 千円

令和6年12月10日提出
知内町長 西山和夫

令和6年度 知内町下水道事業会計予算実施計画内訳書

(収益的支出)

(単位 千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 下水道事業費用				250,410	1,100	251,510	職員新規配属に伴う追加補正
	1. 営業費用			239,472	1,100	240,572	
		4. 総係費		21,531	1,100	22,631	
			1. 給料	3,500	900	4,400	
			2. 手当	1,730	100	1,830	
			4. 法定福利費	1,584	100	1,684	

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日提出
知内町長 西山和夫

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略） <u>（契約変更の特別処分）</u> <u>第4条 第2条の契約について、次に掲げる契約の変更を必要とするときは、町長は、議会の議決を経ないで、これを変更することができる。</u> <u>（1）増減する契約金額が変更前の契約金額の100分の10以内かつ1千万円を超えない契約変更</u> <u>（2）延長する工期又は納期が30日を超えない契約変更</u> <u>2 前項の規定による処置については、町長は、次の会議において議会に報告し、その承認を求めなければならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知内町議会

知内町立学校設置条例の一部改正について

知内町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日提出
知内町長 西山 和夫

知内町立学校設置条例の一部を改正する条例

知内町立学校設置条例（昭和51年条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後（案）	
別表第1 小学校		別表第1 小学校	
名称	位置	名称	位置
知内小学校	知内町字重内16番地7	知内小学校	知内町字重内16番地7
涌元小学校	知内町字涌元247番地		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。